

福祉灯油等支給事業の申請受付を開始します

一定の要件を満たす世帯を対象に、福祉灯油等支給事業を実施します。

受給するためには申請が必要です。下記の要件を確認のうえ、受付期間内に申請してください。

なお、昨年支給対象となった世帯には民生委員が訪問し、申請書を持参します。それ以外の方も各地区担当の民生委員または役場町民課住民グループまでお問い合わせください。

■対象となる世帯（次の①と②に該当し、かつ、③のいずれかに該当する世帯が対象です）

①令和4年11月1日現在で木古内町の住民基本台帳に登録があり、現に居住されている方

②令和4年度の町民税が非課税の世帯で、令和3年中の収入合計額が、単身世帯の場合は95万円、2人以上の世帯の場合は140万円を超えていない世帯。

※年金収入については、遺族年金や障害年金等も含まれます。

③次のいずれかに該当する世帯

（ア）世帯全員が65歳以上（11月1日現在）の世帯

（イ）ひとり親家庭等医療費受給者証を交付されている世帯

（ウ）特別児童扶養手当を受給している世帯

（エ）重度心身障害者医療費受給者証を交付されている世帯

（オ）精神障害者保健福祉手帳を交付されている世帯

（カ）療育手帳を交付されている世帯

※（エ）、（オ）、（カ）の交付対象者が施設に入所されている場合は対象外となります。

生活保護の受給者、世帯全員が病院等に入院、福祉施設等へ入所している場合や自宅以外に滞在又は生活をしている場合は支給対象外です。また、住民票上は世帯分離をして単身世帯になっていても、実際には65歳未満の方と同居している場合も対象外です。

■支給額及び支給方法

1世帯につき20,000円を口座振込にて支給します。なお口座振込が困難な場合のみ現金で支給します。

■申請受付期間

11月11日（金）～11月25日（金）

※期限が過ぎても何らかの理由があれば、1月末日まで随時申請を受付します。

■申請方法 以下の①～②を持参のうえ、町民課住民グループ窓口で申請してください。

①令和3年中の年金収入額がわかる年金振込通知ハガキ等

（遺族・障害年金受給者は必ず提示してください）

②振込口座の通帳

■お問い合わせ 町民課住民グループ ☎01392-2-3131

建設工事・委託業務契約結果

町が発注した建設工事・委託業務などの契約結果をお知らせします。工事期間中、現場のみなさんにはご不便をおかけしますが、ご協力をお願いいたします。（令和4年9月16日～令和4年10月15日 入札執行分）

工事・委託業務名	工事・業務箇所	業者名	請負価格 (予定価格)	落札率	契約期間	備考
CO ₂ 排出量計測調査業務 及び木古内町地域脱炭素将来 ビジョン策定業務	字 本町	北電総合設計(株)	8,448,000円 (8,800,000円)	96.0%	R 4. 10. 5～ R 5. 3. 20	指名型プロポーザル方式による 随意契約

■お問い合わせ 総務課総務財政グループ ☎01392-2-3131 ※金額はいずれも消費税込みです。